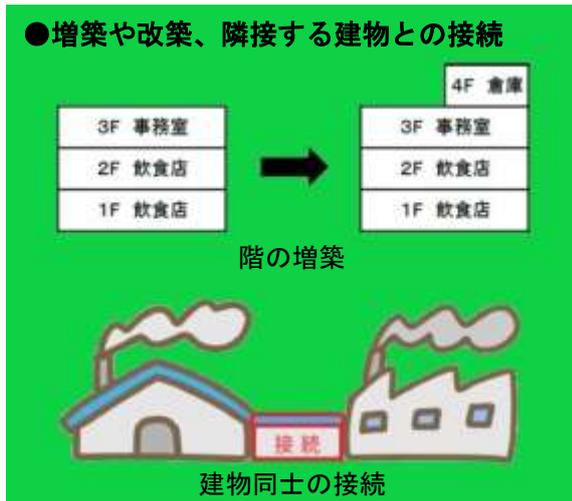


# ❗消防法令違反を未然に防ぐ

次のような場合は、消防用設備等の設置が新たに必要となることがあります。  
消防法令違反となる場合がありますので、**事前に消防本部予防課へご相談ください。**



建物の増改築や建物同士の接続、住宅を宿泊施設に変更したり、共同住宅の一部を福祉施設や飲食店として使用したりすることで、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備**などの設置が新たに必要となることがあります。また、**ガソリンや灯油等の危険物を大量に保管**することで、消防用設備等の設置や届け出が必要となることがあります。

ご相談はこちらまで

平塚市消防本部 予防課 ☎0463-21-9727



平塚消防マスコットキャラクター  
「まどっ平」